

杉並区建設共同企業体方式運用要綱

平成 30 年 3 月 30 日
杉並第 66166 号

改正 平成 31 年 1 月 18 日杉並第 55414 号 令和 2 年 1 月 7 日杉並第 52316 号
令和 2 年 12 月 25 日杉並第 50088 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区（以下「区」という。）が発注する建設工事において、建設共同企業体（以下「JV」という。）を活用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 杉並区競争入札実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日杉政経発第 137 号。以下「要綱」という。）第 22 条に規定する区が JV に発注する工事は、大規模であって工事の安定的、効率的な施工の確保のために JV による施工が必要と認められる次に掲げる工事とする。ただし、契約の性質又は目的が JV に適さない等、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 建築工事 予定価格が 5 億円以上の発注案件
- (2) その他工事（土木、電気、給排水、空気調和設備等） 予定価格が 2 億円以上の発注案件

2 前項の規定にかかわらず、杉並区競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が必要と認めるときは、JV に発注することができるものとする。

(施工方式)

第 3 条 この要綱に定める JV は、対象工事ごとに結成される共同施工方式によるものとする。

(JV の構成)

第 4 条 JV の構成は、次のとおりとする。

- (1) JV の構成員の数は、別表のとおりとする。
 - (2) 2 者又は 3 者にて構成する JV の構成員には、区内に本店を置く者を 1 者以上含めるものとする。
 - (3) 4 者にて構成する JV の構成員には、区内に本店を置く者を 2 者以上含めるものとする。
- 2 工事の規模、施工内容等により、前項に規定する構成員の数により難しいときは、資格審査委員会が別に決定するものとする。

(構成員の資格)

第 5 条 構成員となることができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 電子調達システムに登録し、区の発注工事に対応する許可業種につき、許可を得てからの営業年数が 5 年以上あること。
- (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第

53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。

(構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、工事の規模、施工内容等により、資格審査委員会が発注工事ごとに定める。

(JVの結成)

第7条 JVの構成員となる場合は、発注工事ごとに第5条に規定する構成員の資格を有する者が自主的に結成するものとする。

2 JVの構成員は、構成員間において協定を締結するものとする。

(構成員の出資比率)

第8条 JVの構成員の出資比率は、工事の規模等により、発注工事ごとに定め公告する。

(代表者の選定)

第9条 JVの代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者で、かつ、出資比率が最大の者とする。

(共同企業体の資格審査申請)

第10条 JVを結成し、区が発注する建設工事の入札に参加を希望する者は、電子調達システムに登録を行うものとする。

2 JVを結成し、区と契約を締結する者は、次に掲げる書類を区長宛て提出しなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書(第1号様式)

(2) 委任状(第2号様式、第3号様式)

(3) 使用印鑑届(使用印鑑を使用する場合)(第4号様式)

3 区長は、前2項の申請を受理したときは、直ちに資格審査を行うものとし、審査の結果、有資格者と認められたJVの資格は、代表者と同一とする。

4 構成員のうち契約保証金を免除できる者があるときは、当該JVに適用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 第4条に規定するJVの構成員は、平成32年3月31日までに限り、杉並区内に本店を置く者を1者以上含めるものとする。

附 則(平成31年1月18日杉並第55414号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月7日杉並第52316号)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 第4条に規定するJVの構成員は、令和3年3月31日までに限り、杉並区内に本店を置く者を1者以上含めるものとする。

附 則(令和2年12月25日杉並第50088号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

工事種別	予定価格	構成員の数
建築工事	10億円まで	2者
	10億円超から25億円まで	3者
	25億円超	4者

その他工事（土木、電気、 給排水、空気調和設備等）	5億円まで	2者
	5億円超	3者